平成 29 年 9 月 1 日

らいかい恵子 議員便り　186 号

合志市議会議員　来海恵子　合志市幾久富1642－38　☎ 090-9655-1143

残暑厳しい毎日ですが、いかがお過ごしですか？私は夏は日中に配ると体力を消耗するので、5時過ぎから議員便りを配り、7時から朝の交通指導の毎日です。いつまでも若いつもりでいますが体は正直、回復力が年々遅くなっています。アハハハ(^_-)-☆

【平成 29 年 9 月議会一般質問から抜粋】

より市民の実情に沿った市政を！

広報「合志」などの音声訳をホームページで聞けないか？

音声訳中の『こだま』のみなさん

来海：旧合志町時代から音声訳グループ「こだま」の方々が、市広報誌や議会便りを録音して目の不自由な人に地域の情報を届ける活動を続けています。これを「声の市報」として、市ホームページでクリックしたらどなたでも聞こえるようにできないでしょうか？

企画課長：収録データを利用させていただければ、すぐにでもホームページにアップすることができます。市広報の音声訳をホームページで聞ければ「視覚障がいがある方」、また「子ども」や「高齢者など」にも喜ばれると思いますので、今後、音声訳グループとの連携をとり、ホームページ設定の準備ができしだい「声の広報」として、アップしたいと思います。

誰にでも見やすいホームページに改善できないか？

来海：市ホームページが開設されて11年、市情報を多数の市民に届けるためにワンクリックで見やすいホームページに改善してほしいのですが？

企画課長：本市のホームページは開設以来、本体の心臓部であるCMS機能の更新を行っていないため、議員ご指摘のとおり最適な環境とは言えません。CMS機能を最新のものに更新すれば、スマートフォン対応、プッシュ型メール機能、SNS連携機能などの多くの機能を追加することもできますし、何よりも高齢者や障害をお持ちの方が簡単に利用できるようになります。来年度予算にホームページリニューアル費用を計上して、誰にでも見やすいホームページに改善したいと考えています。

入学前に入学準備金の支払いを変更できないか？

来海：入学準備金を支払う人数・金額、いつ・どんな人に支払われるのか？

教育課長：今年度入学の準要保護は小中学1年生 103 名、小学生一人あたり 40,600 円、中学生一人あたり 47,400 円を10月に支払う。要保護は、生活保護費から支給されます。市内小・中学校に在学する新入学児童生徒の保護者で、要保護（生活保護対象世帯）と、準用保護（要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる世帯）です。

来海：要保護・準要保護の3年間の増減と、全体で何割くらいか？

教育課長：過去3年間の実績では年度により増減があるので一概に増減の説明が難しいが、合併してからをみますと増加傾向にあり、全体の割合は併せて1割くらいです。

来海：文部科学省の調べでは、中1では制服だけで平均4万6千円。体操服や上履き、通学かばんなども含めると入学前に10万円以上かかる場合もあるそうです。入学準備金はその一部に企てるお金として支給されます。入学後に支払われる市町村も6月・7月が多いそうです。10月支給だと、3月から数えて8ヶ月後です。中には、借金される家庭もあるそうです。母子会では無利子で入学前に貸し付け、支払われてから変換してもらうそうです。入学前に支払う自治体もあるのに、合志市はなぜできないのか？

教育課長：今検討しています。その中で、1．所得を審査しますので、入学前年度に支払うことになると、所得をどの年度で見るか。（通常は入学した前年の所得）　2．入学準備金を入学前に支払った場合、入学準備金以外の就学援助費は入学後に申請することになるため、再度、手続きが必要になる。3．入学前に他自治体へ転出された場合の返還の有無。等の課題が考えられ、また、学校事務との連携がいるので協議も必要になります。

来海：入学前は無理でも、4月や5月など早めに支払う自治体もあります。合志市でも入学前か、もしくは1ヶ月で早く支給できないのか教育長に再度伺います？

教育長：前向きに検討していきたいと思います。

避難行動要支援者名簿の活用は？

来海：要支援者名簿に登録されているのは何名か？また、その取り扱いはどこまでか？

福祉課長：平成28年3月に、対象者 7,743 名（4,478 世帯）へ同意書用紙を発送し、名簿登録や避難支援関係機関への名簿の提供等に同意のあった 2,393 名と、法改正以前から民生委員が地区内を回り福祉票により同意を取っていた対象者 1,643 名の合計 4,036 名が登録されています。平成28年11月に「各区長」と「社会福祉協議会」に名簿を提供し、各地域において災害時等の避難支援や安否確認はもちろんのこと、平常時からの声かけや支援をお願いしています。また、12月には「大津警察署長」及び「菊池広域連合消防本部長」へも提供し、情報の共有をしたところです。

来海：熊本地震は平成28年4月に起こりましたが、平成27年度までは名簿は作られていたのか、また、名簿を区長や各関係機関に提供していたのか？

福祉課長：それ以前は民生委員が 1,643 名に同意を取り、各地域の民生委員と区長等とが協力して見守りや支援をされていました。

来海：熊本地震の時には、要支援者名簿は完成していなかった。民生委員が同意を取られた名簿を活用されたのかどうか、また、検証は行なったのか？

福祉課長：各地域で取り組まれた状況については差があったと思いますが、地域でどう連携して対応されたのかについて詳細な確認はできていません。

来海：福祉課を決して責めているのではなく、震災時は頑張ったと評価しています。前震時に夜中杉並台を見守ったら、民生委員が担当者の安否の確認を取り、連絡がつかない方は市消防団にお願いして確認しました。また、翌日は区長も対象者を中心に見守られていました。これから先どんな災害が起こるか分からず、この名簿は重要になります。市総合防災訓練時に、各地区で要支援者名簿を活用して避難訓練をされてはいかがでしょうか？「訓練したことしか、救済はできない！」と言われています。計画段階から、交通防災班と連携して一緒に携わるべきではないでしょうか？

交通防災課長：10月29日に開催する市総合防災訓練の中で、要支援者の訓練も取り入れたいと考えています。

来海：ぜひ、最初の立ち上がりから横の連携をしっかりして、要援護者の命を救うことはとても大事なことなのでお願いします。

●避難行動要支援者（災害時要援護者）

災害時に家族などの支援だけでは避難することができない、または、家族などの支援を受けられない在宅の方

① 65歳以上の高齢者（一人暮らしの方、高齢者のみ世帯の方）

② 介護が必要な方（要介護3～5）

③ 心身に障害をお持ちの方（身体障害者手帳所持1～2級）（精神障害者保険福祉手帳1級）

④ 知的障害をお持ちの方（療育手帳A）

⑤ その他、災害時に自力で避難することが困難な方

震災後の職員の検証はされたのか？

来海：市職員は全国同規模自治体の中でもとびきり職員数の少ない中で、自分達も被災者であるにも関わらず、通常の業務と昼夜を問わない対応に頑張ったと評価します。震災から1年4ヶ月経ち、職員の検証はされたのでしょうか？

交通防災課長：熊本地震後に、職員からの意見や感じた事などの集約をしています。意見の多くが避難所運営についての避難者受付の仕方や、引継ぎの仕方、医薬品や消耗品の確保と避難所への配布、支援物資の分配などに関する事や、避難者の健康状態を観察し異常の早期発見することや、感染症の発症や蔓延防止に関する事。市ではこの意見を反映させ、地域防災計画書、職員行動マニュアル、避難所設置・運営マニュアルを作成しました

来海：そのマニュアルは、全職員に配られたのか？マニュアルを作るだけでなく、それを元に訓練が必要ではないでしょうか？

交通防災課長：避難所設置・運営マニュアルは、市役所職員が誰でも閲覧できる庁内RUNにアップしています。大規模災害時に必要な初動体制、避難所運営について、現場での判断、決断を求められることに対する訓練手法として、クロスロードや避難所運営ゲームHUGを取り入れて行きたいと考えています。

〒861-1112 合志市幾久富 1642-38 来海恵子 ☎ 090-9655-1143 Mail rai-ok@nifty.com